

平成 28 年 11 月 17 日
物 価 統 計 室

「消費者物価指数における消費税抜きCPIの作成・公表 への対応について」 ～課題の整理～

1. 概念の整理・消費税分控除の方法

作成する指数は、どういった概念のものであるのが有用か。これに対応して、どのような計算方法で消費税分を控除するのが有用か。

- ① 「消費税率が一定である場合の指数」(2010年基準では税率5%に固定)
 - ・・・税率5%時は、調整しない
 - 税率8%時は、課税対象品目の価格に105/108を乗ずる
- ② 「消費税改定の(直接的な)影響を除いたもの」(前月比・前年同月比のみ作成)
 - ・・・税率が5%から8%に改定された際には、
課税対象品目の価格変化率から(108-105)/105を控除する
- ③ 「消費税を除いた指数」(税率0%)
 - ・・・税率5%時は、課税対象品目の価格に100/105を乗ずる
 - 税率8%時は、課税対象品目の価格に100/108を乗ずる

(注) ①～③いずれも、品目別価格指数の変化率は一致する。

2. ウェイトの扱い

EurostatのHICP-CTや日本銀行のCGPI(企業物価指数)及びSPPPI(企業向けサービス価格指数)などにおいて、税込みの額から作成したウェイトをそのまま税抜き指数のウェイトに用いられていることを踏まえ、家計調査(税込みの支出金額を集計)の結果をウェイトにそのまま用いることとしたい。

3. 課税されないとする品目の範囲

原則として、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条に定められる非課税取引に該当するとみられる品目及び同法第4条により課税対象外となるとみられる品目とする。ただし、以下4.～7.に留意する必要がある。

4. 納税義務免除事業者の扱い

小規模事業者については納税義務が免除される（消費税法第9条）が、CPIの品目のうち、「車庫借料」「駐車料金」のほか、外食や理美容サービスの一部では、調査対象に個人事業者などの小規模事業者が含まれる。

小規模事業者の調査価格に消費税率改定の影響はないとみなす必要があるところを、一律に消費税率改定の影響があるとみなして調整した場合、過剰な調整となる可能性がある（別紙1参照）。

5. 課税範囲・他の間接税との関係

- (1) 「自動車」「ゴルフプレー料金」「宿泊料」「入浴料」の価格には、消費税が課税されない他の間接税（自動車取得税、ゴルフ場利用税、入湯税）が含まれることから、これらの間接税を除いた上で、消費税分の控除を行う必要がある（別紙2参照）。

しかし、これらの間接税は市町村や対象車種・施設等により税額が異なっており、税額把握のためには都道府県等の追加的な作業負担が避けられないところ。

仮に、これらの品目について、他の間接税を含めた価格に一律に消費税率改定の影響があるとみなして調整した場合、過剰な調整となる可能性がある。

- (2) 「外国パック旅行費」については価格の大部分が国外役務の提供にあたり、課税対象外である（消費税法第4条）が、課税対象である国内空港諸費用なども含まれることから、消費税率改定の影響を一部受ける（別紙3参照）。

仮に、「外国パック旅行費」について、一律に消費税率改定の影響がないとみなして調整した場合、調整不足となる可能性がある。

- (3) 「診療代」「介護料」などでは、消費税法第6条で非課税品目とされているものの、2014年4月の消費税率改定時には、医療機関等が仕入れに際して支払う消費税に応じた診療報酬等の上乗せ措置がとられ、利用者の価格に転嫁されている（別紙4参照）ことから、消費税率改定の影響があるとみなすべきとの議論もあり得る。

仮に、これらの品目について、一律に消費税率改定の影響がないとみな

して調整した場合、調整不足となる可能性がある。

6. 経過措置の扱い

公営地下鉄などでは、税率改定分の価格への転嫁が半年程度遅れる場合があることから、実際に価格改定がされた後について消費税率改定の影響があるとみなすべきとの議論もあり得る（別紙5参照）。

仮に、税率改定時の価格転嫁のタイミングについて、法で定められている経過措置以外はすべて税率改定と同時に消費税率改定の影響があるとみなして調整した場合、過剰な調整となる可能性がある。

7. 季節調査品目（生鮮食品を除く）の扱い

衣料品の一部など、1年のある時期に出回りが非常に少ない、あるいは出回りが全くない品目については、出回りのある時期を調査月にして価格を調査している（季節調査品目）。これらの品目の非調査月の価格指数は、当該品目の前調査期間の平均価格を当てはめ、次の調査開始の前月まで保合することで作成している。2014年4月に消費税率が改定された直後、4月が非調査月であった品目の価格指数は、4月から次回調査開始月の前月まで、消費税5%込みの価格であった前調査期間の平均価格で保合した指数となっていた。

仮にこの期間の指数に対して、税率8%を前提に調整すると、過剰な調整となる。一方、調査開始月の前月まで5%を前提にして調整すると、調整がやや複雑になる。

なお、内閣府試算では次回調査月の前月まで5%扱い、日本銀行試算では4月から8%扱いと、異なる取扱いが行われたところ。

8. 遡及計算の範囲

遡及計算については、消費税率が5%に改定された1997年4月時までについては可能である。ただし、少なくとも1989年4月の消費税導入時については、消費税導入以前には様々な品目に物品税が課されており、これらを考慮した指数の推計が困難であること、また、物品税を考慮せずに消費税のみを考慮して消費税導入前後の指数を推計し比較することは、結果利用上誤解を生じるおそれもあることなどから、困難であると考えられる。

また、1997年4月時の基準である1995年基準指数については、価格指数が小数第1位までしか保存されていない。このため消費税分を除く計算を行う際に丸め誤差が発生する可能性がある。

9. 公表系列

公表系列について、内閣府及び日本銀行から以下の要望をいただいたところ。

- ・品目別の価格指数（前月比・前年同月比）（内閣府・日本銀行）
- ・連鎖基準方式の指数（内閣府）
- ・季節調整値（内閣府）
- ・小数第3位までの指数（日本銀行）

10. 公表開始時期

統計委員会からは、公表の開始時期について（2019年10月予定の税率10%改定を待たず）「可能な限り早期に対応」を要請されている。一方、遡及計算の対象期間が長くなる場合や、要望があった多岐にわたる系列を作成・公表するためには、準備期間が必要となる。

11. 指数の位置付け

国際基準において、CPIは間接税を含む価格により作成すると定められており、各国ともこれに基づき指数を作成している。例えばEurostatのHICPでは、主系列を間接税込みの指数とし、間接税の税率を一定とした指数（HICP-CT）は付加系列^{*}と位置付けている。

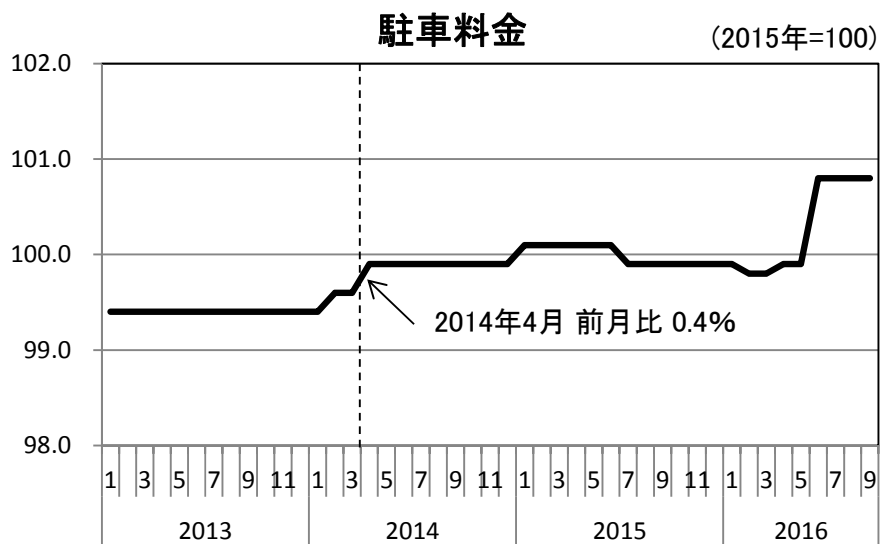
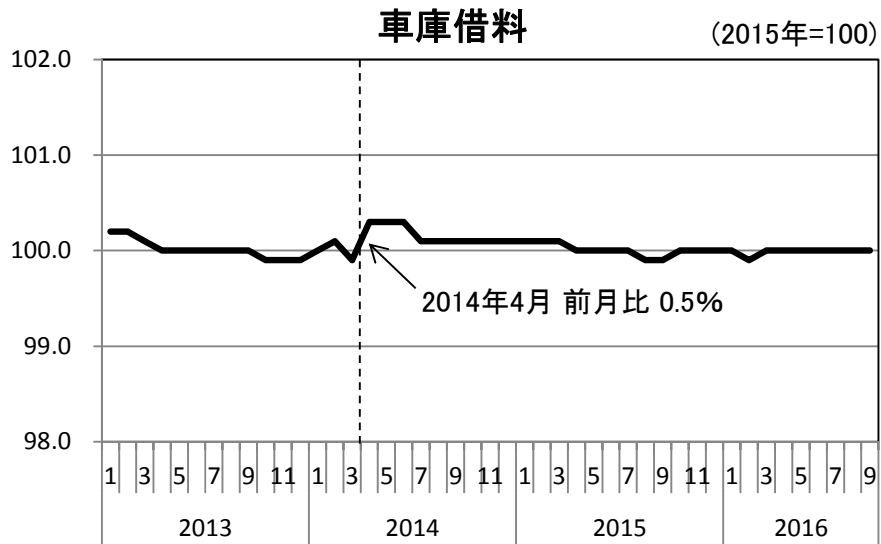
また、小売物価統計調査において税抜きを価格を実際に調査することは、調査員に追加的な作業負担が生じる等、実務上の負担等が大きく、対応が困難である。したがって、税込み価格指数からの簡易な推計を行うことになるが、推計上、4.～7.のような制約もある。

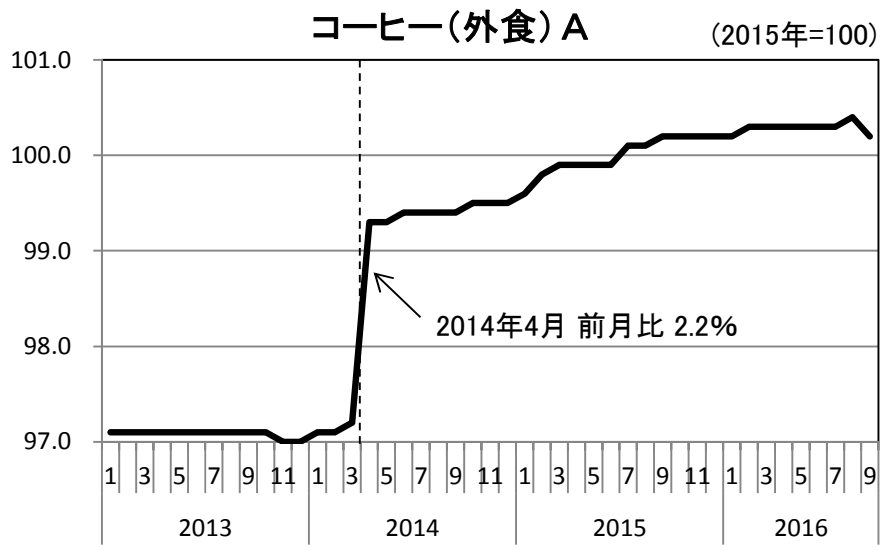
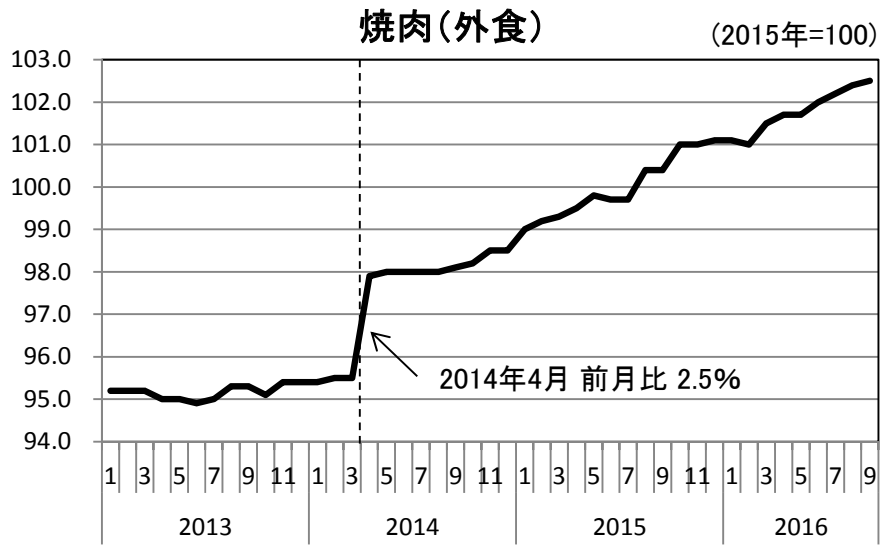
このことから、「参考値」と位置付けるのが妥当と考える。

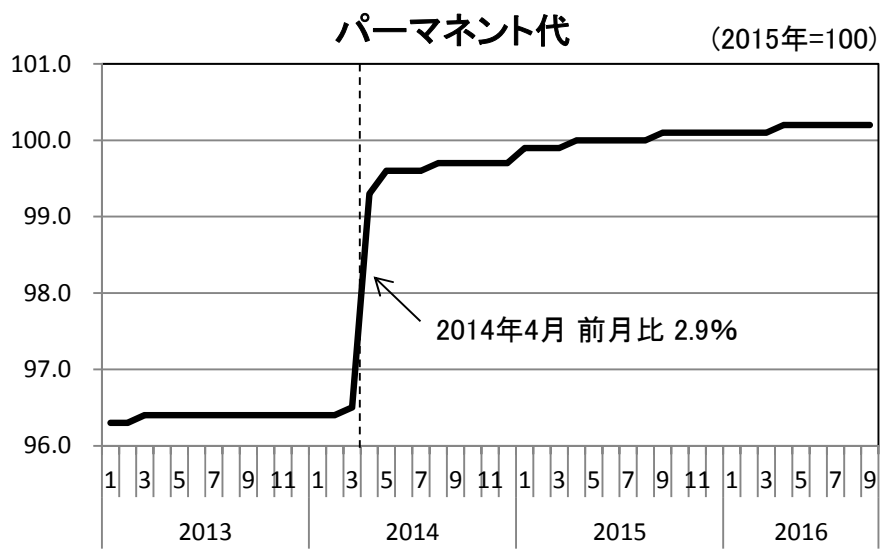
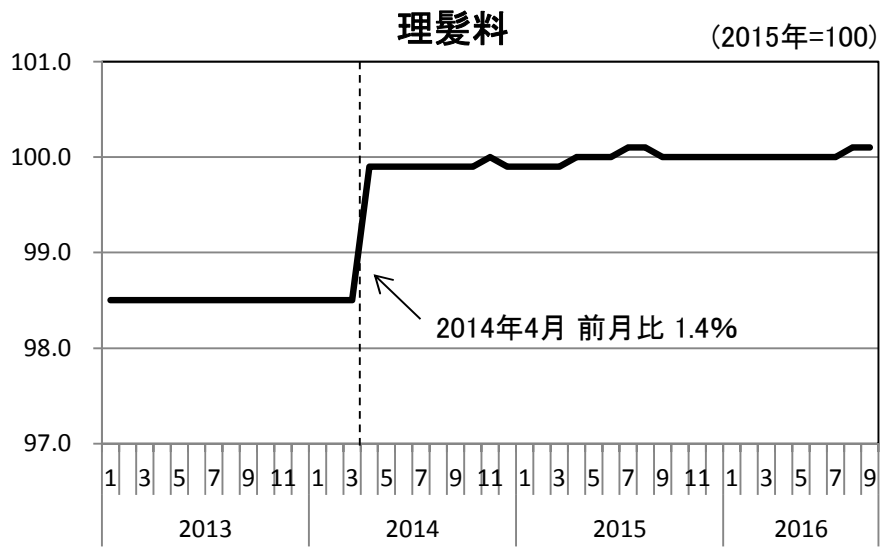
※HICP Legislationには以下の記述がある。

For inflation analysis and for convergence assessment in EU Member States, it is necessary to collect information on the impact of tax changes on inflation. To this end, HICPs should additionally be calculated on the basis of constant tax rate prices instead of observed prices in the form of harmonised indices of consumer prices at constant tax rates (HICP-CT).

納税義務免除事業者が多いとみられる品目の価格指数







消費税以外の間接税との関係 (イメージ)

(1) 自動車

<消費税率5%>

車両本体価格等	1,900,000円	←消費税課税対象
消費税(1,900,000円×5%)	95,000円	
自動車取得税(エコカー減税率60%の場合)	22,700円	←消費税課税対象外
合計	2,017,700円	

<消費税率8%>

車両本体価格等	1,900,000円	←消費税課税対象
消費税(1,900,000円×8%)	152,000円	
自動車取得税(エコカー減税率60%の場合)	22,700円	←消費税課税対象外
合計	2,074,700円	

- ・ 厳密に調整した場合・・・消費税抜き変動率は0.00%
- ・ 自動車取得税にも消費税率改定の影響が及ぶとした場合
 - <消費税率5%を0%に調整> $2,017,700 \times 100 / 105 = 1,921,619$ 円
 - <消費税率8%を0%に調整> $2,074,700 \times 100 / 108 = 1,921,019$ 円
 - ・・・消費税抜き変動率は▲0.03%

※自動車取得税の税率は、現在本則3%（自家用自動車）、2%（軽自動車）だが、特例措置（いわゆるエコカー減税）により、車種によっては税額が20～100%減免される。

※2014年4月に実際に消費税率が引き上げられた際は、自動車取得税の税率が5%から3%に引き下げられたほか、エコカー減税率も見直された。ただし、上の例では説明を簡単にするために自動車取得税は3%で変わらないとした。

上の例で消費税率改定前の自動車取得税率を実際の5%として計算すると、改定前の自動車取得税額が37,833円、合計2,032,833円となる。これを消費税率0%に調整すると1,936,031円で、消費税抜き変動率は▲0.78%と計算される。

(2) ゴルフプレー料金

<消費税率5%>

グリーンフィ	8,000 円	←消費税課税対象
消費税 (8,000 円×5%)	400 円	
ゴルフ場利用税(千葉県4級適用ゴルフ場の場合)	950 円	←消費税課税対象外
合 計	9,350 円	

<消費税率8%>

グリーンフィ	8,000 円	←消費税課税対象
消費税 (8,000 円×8%)	640 円	
ゴルフ場利用税(千葉県4級適用ゴルフ場の場合)	950 円	←消費税課税対象外
合 計	9,590 円	

- ・ 厳密に調整した場合・・・消費税抜き変動率は0.00%
- ・ ゴルフ場利用税にも消費税率改定の影響が及ぶとした場合
 - <消費税率5%を0%に調整> $9,350 \times 100 / 105 = 8,905$ 円
 - <消費税率8%を0%に調整> $9,590 \times 100 / 108 = 8,880$ 円
- ・・・・消費税抜き変動率は▲0.28%

※例えば、千葉県のゴルフ場利用税は、1級(1200円)～12級(350円)、兵庫県は特級(1200円)～8級(300円)など。なお、級の格付けはゴルフ場の規模、利用料金等を基準として県が行う。

(3) 宿泊料

<消費税率5%>

休前日・1泊2日料金	14,000円	←消費税課税対象
消費税(14,000円×5%)	700円	
入湯税(別府市の場合)	150円	←消費税課税対象外
合計	14,850円	

<消費税率8%>

休前日・1泊2日料金	14,000円	←消費税課税対象
消費税(14,000円×8%)	1,120円	
入湯税(別府市の場合)	150円	←消費税課税対象外
合計	15,270円	

- ・ 厳密に調整した場合・・・消費税抜き変動率は0.00%
- ・ 入湯税にも消費税率改定の影響が及ぶとした場合
 - <消費税率5%を0%に調整> $14,850 \times 100 / 105 = 14,143$ 円
 - <消費税率8%を0%に調整> $15,270 \times 100 / 108 = 14,139$ 円
- ・・・・消費税抜き変動率は▲0.03%

※入湯税の標準税率は150円であり、入湯税を課税している市町村のうち9割程度が標準税率を採用。課税対象は鉱泉浴場への入湯であるため、小売物価統計調査の調査対象のうちビジネスホテル等の多くは入湯税が課されないのに対し、温泉旅館等は当該市町村が定める額の入湯税を課されている。

(4) 入浴料

<消費税率5%>

入館料 (タオル・館内着含む)	1,200 円	←消費税課税対象
消費税 (1,200 円×5%)	60 円	
入湯税(甲府市の場合)	150 円	←消費税課税対象外
合 計	1,410 円	

<消費税率8%>

入館料 (タオル・館内着含む)	1,200 円	←消費税課税対象
消費税 (1,200 円×8%)	96 円	
入湯税(甲府市の場合)	150 円	←消費税課税対象外
合 計	1,446 円	

- ・ 厳密に調整した場合・・・消費税抜き変動率は0.00%
- ・ 入湯税にも消費税率改定の影響が及ぶとした場合
 - <消費税率5%を0%に調整> $1,410 \times 100 / 105 = 1,343$ 円
 - <消費税率8%を0%に調整> $1,446 \times 100 / 108 = 1,339$ 円
 - ・・・消費税抜き変動率は▲0.30%

外国パック旅行費に対する消費税課税対象（イメージ）

○アジア某所へのフリープラン3日間のツアー

<消費税率5%>

羽田空港国際線旅客取扱施設利用料	2,380円	←消費税課税対象
消費税(2,380円×5%)	119円	
ツアー料金	90,000円	←消費税課税対象外
合計	92,499円	

<消費税率8%>

羽田空港国際線旅客取扱施設利用料	2,380円	←消費税課税対象
消費税(2,380円×8%)	190円	
ツアー料金	90,000円	←消費税課税対象外
合計	92,570円	

- ・ 厳密に調整した場合・・・消費税抜き変動率は0.00%
- ・ 施設利用料には消費税率改定の影響が及ばないとした場合
・・・消費税抜き変動率は0.08%

※成田空港（第1・第2ターミナル）の施設利用料等は2,417円

診療報酬等に係る消費税率改定への対応（厚生労働省説明資料）

- 厚生労働省が定める診療報酬や薬価等には、医療機関等が仕入れ時に負担する消費税が反映されています。
- 平成26年4月1日から消費税が8%になることに伴い、診療報酬の一部が引き上げられています。

- 消費税は事業者負担を求めものではなく、商品やサービスの最終的な消費者が負担するものです。事業者は売上に係る消費税額から仕入れに係る消費税額を控除し（仕入税額控除）、差額を納付するものであるため、消費税は本来的に事業者にとって実質的な負担となるものではありません。
- 一方、公的医療保険でカバーされる医療（社会保険診療）は非課税取引です。したがって、医療機関等が社会保険診療を提供する際に、患者から消費税を受け取ることはありません。
- 他方で、医療機関等が社会保険診療を行うために医薬品や設備等を仕入れる際には消費税を支払っています。しかし、社会保険診療が非課税取引であるが故に仕入税額控除ができず、医療機関等が仕入れに際して支払う消費税は、医療機関等のコストになっています。
- 消費税は事業者にとって実質的な負担となるべきものではないことから、診療報酬や薬価等を設定する際には、医療機関等が仕入れに際して支払う消費税が医療機関等にとって実質的な負担となることがないよう、点数を上乗せすることで対応をしてきました。
- すなわち、平成元年、平成9年及び平成26年の消費税導入・引上げ時において、診療報酬や薬価等の改定を行い、医療機関等が仕入れに際して支払う消費税に応じた上乗せ措置を行っています。

全体改定率	+0.10%	※（ ）内は、消費税率引上げに伴う医療機関等の課税仕入れにかかるコスト増への対応分
診療報酬(本体)	+0.73%(+0.63%)	【 約3,000億円(約2,600億円)】
医科	+0.82%(+0.71%)	【 約2,600億円(約2,200億円)】
歯科	+0.99%(+0.87%)	【 約300億円 (約200億円)】
調剤	+0.22%(+0.18%)	【 約200億円 (約100億円)】
薬価改定	▲0.58%(+0.64%)	【 ▲約2,400億円(約2,600億円)】
材料価格改定	▲0.05%(+0.09%)	【 ▲ 約200億円 (約400億円)】

※なお、別途、後発医薬品の価格設定の見直し、うがい薬のみの処方保険適用除外などの措置を講ずる。

2014年6月以降に消費税率改定に伴う
運賃改定を実施した主な鉄道会社

2014年6月	東京都営地下鉄、横浜市営地下鉄
2014年9月	名古屋市営地下鉄
2014年10月	札幌市営地下鉄
2015年10月	若桜鉄道（鳥取県出資の第3セクター）

※岡山電気軌道、長崎電気軌道など、2016年9月時点でも運賃改定
を実施していない鉄道会社もある。